

村上市

@city.murakami.lg.jp

村上市における成年後見制度に関する実態調査票
 ≪施設・事業所向け調査票≫

本アンケートは、令和7年9月1日を基準日として作成してください。

法 人 名		施設・事業所名	
回答者(役職・氏名)		連絡先(TEL)	

問1 貴施設・事業所を利用・又は担当している方(利用者)は何名いますか。

名…【A】

問2 【A】のうち、現在、成年後見制度を利用している利用者はいますか。該当する項目に○を付してください。「いる」場合はその人数もご記入ください。

☐ ① いる ... 名 ☐ ② いない

問3 現在、成年後見制度を利用していない利用者のうち、以下の項目に該当する方はいますか。以下の項目に該当する人数を解答欄にご記入ください。なお、1人で二つ以上の項目に該当する場合には、特に支障が生じている項目を一つだけ選択してください。該当しない場合は記入不要です。

		回答欄	
財産管理	①	本人の判断能力が不十分であるため、預貯金の払い出しや解約、保険金の受け取りができない。	人
	②	本人の判断能力が不十分であり、商品を次々購入する等、収入に見合った適切な支出ができない。	
	③	公共料金や税金、介護・福祉サービス利用料、その他借金等を滞納しているが、本人の判断能力が不十分であるため、適切に対応できない。	
	④	本人の判断能力が不十分であるにもかかわらず、管理すべき財産が多額(おおよそ1,000万円以上)である。	
虐待被害等	⑤	本人の判断能力が不十分であるため、悪質な商法に騙される恐れがある、又は過去に騙されたことがある。	人
	⑥	本人の判断能力が不十分であるため、家族や親族、知人等から預金や年金を取り上げられるなどの経済的虐待を受けている、又はその疑いがある。	
	⑦	本人の判断能力が不十分であり、家族や親族、知人等から上記⑥以外の虐待(身体、心理、性的、ネグレクト等)を受けている、又はその疑いがある。	
法律行為	⑧	本人の判断能力が不十分であり、診療・入院契約や介護・福祉サービスの利用契約が進まない。	人
	⑨	本人の判断能力が不十分であるため、遺産分割協議などの相続手続きができない。	
	⑩	不動産の処分(売却、賃貸、抵当権設定等)の必要があるが、本人の判断能力が不十分であるため、適切に対応できない。	
その他	⑪	本人に身寄りがいない、又は身寄りがいても疎遠であったり協力を得ることが困難であるため、将来にわたって支えとなる人が必要である。	人
	⑫	その他困難な事情があり、本人の判断能力が不十分であるため、適切に対応できない。 【 】	
		合 計	人

- 問4 問3で合計人数が1人以上いる場合にお答えください。
当該利用者が成年後見制度を利用する場合の申立人や後見人候補者についてうかがいます。

		回答欄	
①	親族があり、申し立てや後見人就任にも協力的と思われる。		人
②	親族はいるが協力を得ることが困難(※)と思われる、もしくは身寄りがない、又は隣接市内に頼れる親族がいないため、市長による申し立てや弁護士等第三者後見人の就任が必要と思われる。		人
合 計			人

(問3で回答した合計人数と合致)

(※) 「協力を得ることが困難」である主な例としては、以下のとおりです。

- ・ 親族はいるが協力を事実上拒否されている(又は連絡がつかない)。
- ・ 親族が身体的又は精神的問題等を抱えており、利用者のことを任せられない状況にある。
- ・ 親族から虐待(身体的・精神的・経済的・性的・ネグレクト等)を受けている(又は過去に受けていた)状況にある。
- ・ 本人と親族間に何らかの利害対立が生じている。

など

- 問5 問4で②の人数が1人以上いる場合にお答えください。
当該利用者の主症状をご回答ください。1人で二つ以上の属性に該当する場合には、主要な属性を一つだけ選択してください。

		回答欄	
①	認知症、又は明確な診断は無いものの認知症が疑われる者		人
②	知的障害者、又は明確な診断は無いものの知的障害が疑われる者		人
③	精神障害者、又は明確な診断は無いものの精神障害が疑われる者		人
合 計			人

(問4で回答した②の合計人数と合致)

- 問6 問4で②の人数が1人以上いる場合にお答えください。当該利用者の年代をご回答ください。

		回答欄	
①	19歳以下		人
②	20代		人
③	30代		人
④	40代		人
⑤	50代		人
合 計			人

		回答欄	
⑥	60代		人
⑦	70代		人
⑧	80代		人
⑨	90歳以上		人
合 計			人

(問4で回答した②の合計人数と合致)

- 問7 問4で②の人数が1人以上いる場合にお答えください。
当該利用者の月々の平均収入額をご回答ください。なお、収入源としては年金や工賃、生活保護費などを想定しています。(年金収入の場合は1月あたりの金額に換算してください。)

		回答欄			
				うち生保の数	
①	6万円未満		人		人
②	6万円以上12万円未満		人		人
③	12万円以上18万円未満		人		人
④	18万円以上		人		人
⑤	不明		人		人
合 計			人		人

(問4で回答した②の合計人数と合致)

問8 問4で②の人数が1人以上いる場合にお答えください。
当該利用者に対し、現状ではどのような対応をされていますか。当てはまる項目**全て**に○をご記入ください。

	回答欄
① これまで利用していた日常生活自立支援事業を継続して利用している。	
② 施設・ケアマネージャー等が通帳を預かるなどして預貯金の払出し等必要な手続きを肩代わりしている。	
③ 協力的でない親族にお願いして、限定的に関わってもらうことで、その場その場をなんとかしのいでいる。	
④ 民生委員や友人・知人・近所の方など、親族ではないが当該利用者と親しい関係の第三者に関わってもらっている。	
⑤ 生活保護担当など行政が関わっている。	
⑥ 方法がなく、必要なサービスが受けられない状態である。	
⑦ その他【 】	

問9 問3で合計人数が1人以上いる場合にお答えください。当該利用者が成年後見制度利用につながっていない理由は何ですか。当てはまる項目**全て**に○をご記入ください。

	回答欄
① 利用者本人が拒否しているため。	
② 家族・親族の同意が得られないため。	
③ 利用するまでに時間がかかるため。	
④ 適当な後見人が見つからないため。	
⑤ 利用に費用がかかるため。	
⑥ 手続きが面倒なため。	
⑦ 利用の方法や事業内容がわからず本人や家族にすすめられないため。	
⑧ 制度利用をすすめるタイミングや判断の見極めがつかないため。	
⑨ その他【 】	

問10

村上市において成年後見制度が必要なときに利用できるために充実していたら良いと思う項目に○をつけてください。**(3つまで回答)**

☐	①相談できる専門窓口の設置・充実
☐	②成年後見制度に関するパンフレットやウェブサイトなど情報提供の充実
☐	③成年後見制度に関する研修会の開催
☐	④法律などの専門家から適切なアドバイスをうけることのできる体制の整備
☐	⑤市民後見人の養成
☐	⑥制度利用に係る助成支援(申立て費用や報酬の助成)
☐	⑦その他()

問11

成年後見制度の取組みについて意見等をお書きください。(自由記述)

以上で質問は終了です。ご協力ありがとうございました。